第二十二条第四項中「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二条第三項において「計画提出金融機関等」といい、第二十二条第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は」に改める。

第二十三条第五項中「、第十九条第一項」を「、第七条の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「計画提出金融機関等（当該」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三条第三項又は第四項の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十九条及び第九十条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第十七条第二項

第二十三条第五項の表第十九条第一項の項中「計画提出金融機関等は」を「計画提出金融機関等（主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。）は」に改め、同表第十九条第三項の項の次に次のように加える。

第十九条第五項	次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の
第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画
	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	当該変更後の経営強化計画

第十九条第五項の表第七条第三項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による
	受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更であつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件

第二十四条第六項の表第一項の項中「当該」を「第六項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画又は経営計画を」を「第六項に規定する経営強化計画又は経営計画を同項に規定する対象組織再編成子会社等のうち当該経営強化計画又は経営計画を実施しているものと」に、「当該金融機関等」を「当該対象組織再編成子会社等」に、「承継組織再編成子会社」を「第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第五項までにおいて「承継組織再編成子会社」という。）」に改め、同条第七項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「、第十四条第五項」を「、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象組織再編成金融機関等又は承継組織再編成金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十四条第五項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該」を「第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等（以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成金融機関等」という。）若しくは第二十四条第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成子会社」という。）、第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による同法第十七条第二項